



2024年10月17日

各位

会社名株式会社遠藤製作所  
代表者名代表取締役社長渡部大史  
(東証スタンダード・コード7841)  
問合せ先専務取締役石原睦  
役職・氏名経理財務部担当  
電話番号0256-63-6111

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年10月17日開催の取締役会において、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年12月10日
(2) 処分株式の種類及び株式数	当社普通株式 25,200株(注)
(3) 処分価額	一株につき1,233円
(4) 処分総額	31,071,600円(注)
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	遠藤製作所従業員持株会
(7) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 持株会は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社グループ従業員(以下、「従業員」といいます。)に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数及び処分総額は、プロモーション終了後に確定します。対象者数が確定した場合の処分株式数及び処分総額につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

##### 2. 処分の目的及び理由

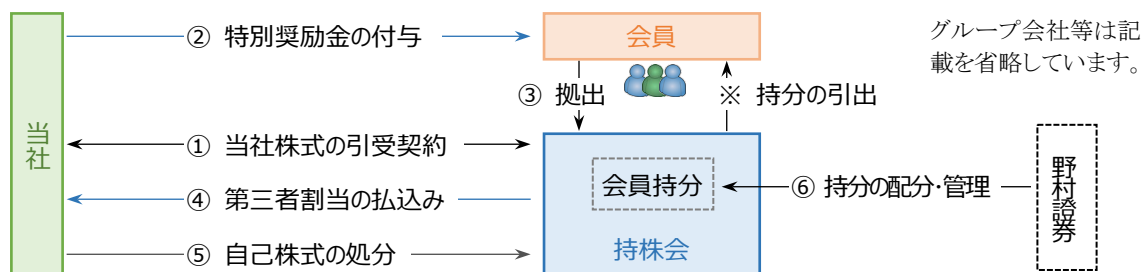
当社は、2024年10月17日、当社の中長期的な株主価値に対する当社グループ従業員のモチベーション向上を企図して、当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を、遠藤製作所従業員持株会(以下、「持株会」といいます。)の会員(以下、「会員」といいます。)に対して付与するインセンティブ・プラン(以下、「本スキーム」といいます。)の導入を決定いたしました。本スキームの概要につきましては、本日付「従業員持株会を通じた特別奨励金スキーム(自己株式処分型)」の導入についてをご覧ください。

本スキームは、すべての会員を対象として一人当たり当社普通株式180株相当の額の特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に自己株式を処分する(以下、「本自己株式処分」といいます。)第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大25,200株を持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、会員による金銭の拠出はありません。

なお、希薄化の規模（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

発行済株式数（2024年6月30日時点）	9,441,800株	0.27%
総議決権数（2024年6月30日時点）	89,069個	0.28%

### 3. 本スキームの仕組み



- ① 当社と持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は支給された特別奨励金を持株会に拠出します。
- ④ 持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当増資の払込みを行います。
- ⑤ 当社は持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑥ 割当てられた当社株式は、持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます。
- ※ 会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

### 4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先である持株会に自己株式を割当てたものであり、その発行価格（払込金額）は、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の前営業日（2024年10月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,233円としております。これは、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。この払込金額の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率（小数第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2024年9月17日～2024年10月16日）	1,243円	-0.80%
3ヶ月（2024年7月17日～2024年10月16日）	1,249円	-1.28%
6ヶ月（2024年4月17日～2024年10月16日）	1,202円	2.58%

本有価証券届出書提出日（2024年10月17日）の取締役会決議において、取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役2名）は、上記払込金額について、本自己株式の処分が本スキームの導入を目的としていること、及び上記払込金額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

### 5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上